2026年11月27日

各　　位

オイレス工業株式会社
代表取締役社長　　坂　入　良　和
（コード番号 6282　東証プライム）

（問合せ先）
執行役員
企画管理本部長　　吉　田　裕　志
TEL　　0466－44－4901

株式の無償割当て及び自己株式の消却に関するお知らせ

当社は、2026年11月27日開催の取締役会において、下記のとおり、当社が保有する自己株式を活用した株式の無償割当て及び自己株式の消却を実施することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

１．株式の無償割当て及び自己株式の消却の目的

当社は、当社株式の流動性を高めるとともに、当社保有の自己株式を有効活用して株主の皆様へ還元することを目的に会社法第185条に基づく株式の無償割当てを実施することを決議いたしました。また、併せて同法第178条の規定に基づき自己株式の一部を消却することにより、資本効率の向上及び株主還元姿勢の明確化をはかるものであります。

株式の無償割当てとは、会社法第185条に基づく、株主の皆様から新たな払込をいただかずに、当社の株式を割当てることができる制度です。株式分割と異なり、当社が保有する自己株式は割当ての対象となりません。なお、株主の皆様への割当てに際して交付する当社株式につきましては、全て当社が保有する自己株式より充当いたします。

また、本件は、当社、各証券会社、証券保管振替機構及び株主名簿管理人であるみずほ信託銀行株式会社（以下、「みずほ信託」といいます。）により手続きを完結することができますので、株主の皆様には特段のお手続きをいただく必要はございません。

2027年2月上旬を目途に、みずほ信託より割当てに関する通知を送付いたします。

２．株式無償割当ての概要

（１）無償割当ての方法

2026年12月31日（実質的には2026年12月30日となります）を基準日とし、同日最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式1株につき、普通株式0.05株の割合をもって割当てます。

（２）無償割当てにより交付する株式の状況

①	無償割当て前の発行済株式総数	33,300,505株
②	無償割当てをおこなわない自己株式の数	4,102,868株
③	無償割当てにより交付する株式の総数	1,459,881株
④	無償割当て後の発行済株式総数	33,300,505株

（注）上記は2026年9月30日時点について記載しており、今後、基準日までに自己株式の取得

又は処分に伴い、無償割当てをおこなわない自己株式の数及び無償割当てに際して交付する自己株式の総数に変動が生じる場合があります。

3．自己株式の消却

（1） 消却する株式の種類　当社普通株式

（2） 消却する株式の総数　2,000,000 株（消却前の発行済株式総数に対する割合：6.01%）

なお、当該自己株式の消却は、本件無償割当てに使用する自己株式数が確定した後、当社が保有する残余自己株式からおこなう予定です。

（3） 消　却　予　定　日　2027 年 1 月 19 日

（4） 消却後の発行済株式総数　31,300,505 株

（5） 消却後の自己株式数　642,987 株（消却後の発行済株式総数に対する割合：2.05%）

（注）自己株式数には、2026 年 10 月 1 日以降の単元未満株式の買取は含んでおりません。

4．日程

（1） 基準日公告日　2026 年 12 月 15 日（予定）

（2） 基　　準　　日　2026 年 12 月 31 日（予定）

（注）実質的な基準日は 2026 年 12 月 30 日となります。

（3） 無償割当て効力発生日　2027 年　1 月　1 日（予定）

（4） 自 己 株 式 消 却 日　2027 年　1 月　19 日（予定）

5. その他

（1）資本金について

今回の株式の無償割当てに際して、資本金の額に変更はありません。

（2） 配当について

本日現在、今回の株式の無償割当てに伴う 2027 年 3 月期の期末配当予想（1 株につき 48 円）に変更はありません。今後、変更のある場合には改めてお知らせいたします。
なお、本件により 1 株につき 0.05 株の割当てが実施されることで、株主の皆様の保有株式数は 5 %増加するため、株主の皆様が受領する配当金総額は実質的に 5 %増加することとなります。

（3）株式の無償割当ての結果生じる 1 株未満の端数株式の処理方法について

株式の無償割当ての結果生じる 1 株未満の端数株式は、会社法第 234 条第 1 項に基づき、これを一括売却し、その処分代金を端数の生じた株主様に対して、その端数に応じて分配いたします。

（4）割当ての結果生じる単元未満株（100 株未満の株式）について

株式の無償割当ての結果、100 株未満の単元未満株式が生じる場合があります。単元未満株式をご所有の株主様は、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことができます。

(注)単元未満株式の買取制度とは、会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、当社に対し、株主様がご所有の単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

（5） 株主優待制度について

株主優待制度につきまして、対象となる株数（300 株以上）に変更はありません。

［補足説明］
今回の無償割当てによる具体例

（例１）100 株を保有する株主様

	無償割当て前	割当て数	無償割当て後
保有株式数	100 株	5 株	105 株

（例 2）50 株を保有する株主様

	無償割当て前	割当て数	無償割当て後
保有株式数	50 株	2.5 株	52 株　※0.5 株は金銭交付

※端数分 0.5 株につきましては、一括売却しその処分代金を株主様に配分いたします。

（お問い合わせ先・ご通知方法）
効力発生日は、2027 年１月１日（予定）ですが、株主様の証券口座に割当てられる日付につきましては、お取引のある証券会社へお問い合わせください。なお、本件割当ての対象となった全ての株主様に対して、2027 年２月上旬を目途に、当社株主名簿管理人のみずほ信託から、本割当てに関するご通知をお送りいたします。

以　上